

### 3 支援事業の経理

助成要綱第18条の定めに基づき、適正に経理処理を実施してください。

※「助成」を「支援」と読み替えてください。

第18条 助成対象者は助成事業に係る経理については、**専用の普通預金口座を設け、他の経理と区分し、所要の帳簿類、当該収入及び支出について証拠書類及び予算と決算との関係を明らかにした助成金精算調書を備えなければならない。**

2 助成対象者は、前項に掲げる帳簿類、証拠書類及び助成金精算調書を事業完了後**7年間保管**しておかなければならない。

#### (1) 専用口座の開設・管理

##### ① 支援事業専用口座について(※ネット銀行の口座もご利用いただけます)

支援事業に用いる専用口座を次のとおり用意してください。

##### 👉 推奨

##### ●無利息型の普通預金口座（決済用預金口座）を使用

- ・支援を受けて実施する事業と関係のないお金が口座に含まれないように管理してください。
- ・支援事業の完了時に「口座解約」や「利息証明書の添付」が必要ありません。  
(利息算出の必要がありません。)

- ・原則として令和6年4月1日以降、新たに口座開設してください。
- ・既に開設している口座を助成事業専用口座とする場合は、令和6年4月1日時点で残高を0円としてください。やむを得ない事情で、残高を0円にできない場合には、令和6年4月1日以降は、この口座を使用して助成事業以外の事業に関する取引は行わず、残高と助成事業費の区分を徹底してください。
- ・この口座は支援金の振込先となるほか、支援事業に関係するすべての収入と支出を、この口座の中で明確にさせていただきます。なお、通帳を事業完了時に確認させていただきます。
- ・専用口座を設けるまでの間の支援事業に関する支払いは、現金や支援先団体の一般会計の口座からの支払いとしてください。ただし、必ず支援事業専用の帳簿により支援事業の資金の流れが明確に分かるようにしておいてください。(立替処理の方法は P11 参照)

## ●有利息型普通預金口座を使用する場合

- ・既に開設している有利息口座を支援事業専用口座とする場合は、無利息型口座への切り替えを推奨します。
- ・支援事業実施期間中に生じた利息は、全額を必ず収入として計上してください。
- ・令和6年4月1日時点で残高があった場合、当該残高により生じた利息も含め、収入として計上していただき、助成金計算時に控除の対象といたします。
- ・なお、期末利息の算出方法は、下記のいずれかの方法を取る必要があります。

- 〔・令和7年3月31日付の利息証明書による計上（※）
- ・令和7年3月31日までに口座解約を行い解約利息を計上（※）

※令和7年2月末よりも前に事業が完了する場合には、事業が完了した日から1か月以内の日付の利息証明書を取り、利息を収入として計上してください。

なお、利息証明書の発行にあたって、金融機関が手数料を設定している場合がありますが、その際の料金は支援団体の自己負担となります。

このように「有利息型普通預金」を使用する場合は完了報告時に手続きが生じるため、支援事業実施期間中に「無利息型」への切り替えを行うことを推奨しています。

## ② 支援事業専用口座の口座名について

口座名は支援決定通知書に記載の正式な支援先団体名を使用してください。個人名のみ  
の口座は認められません。

- 例 ○ 特定非営利活動法人わむしえんきん  
× わむ（正式名称で記入してください。）

なお、支援先団体名のみでの作成が難しく、支援先団体名の後に個人名を加える場合又は同一金融機関の別口座と区別する場合は、次の方法で開設してください。

### 1) 口座名に含める個人名は、必ず代表者名（役職名を必ず含むこと）とする。

- 例 ○ 特定非営利活動法人わむしえんきん 理事長ふくしたろう  
× 特定非営利活動法人わむしえんきん ふくしはなこ（→ 代表者以外の氏名）  
※役職名は、定款上は「理事長」であっても登記上は「理事」である場合、金融機関では「理事」としか登録できないことがあります。この場合は「理事」で差し支えありません。

### 2) 団体名に「WAM 支援金用」等を加える場合は、正式な団体名の後ろに加える

- 例 ○ 特定非営利活動法人わむしえんきん WAM支援金用  
○ 特定非営利活動法人わむしえんきん 支援金用  
× WAM支援金用 理事長ふくしたろう（→ 支援先団体名が含まれていない）

注) 支援先団体名に記号や中点「・」等を使用している場合は、振込の際にその記号等を含める必要があるかどうか、金融機関に確認してください。

注) これらの方法以外で口座を開設してしまった場合は、再度、口座を開設いただくこととなります。これらの方法で口座開設できない止むを得ない事情がある場合は、口座開設前に必ず機構までご連絡ください。

### ③ 専用口座の管理について

- ・専用口座に振込まれた支援金は、資金の流れの透明性を確保するため、資金を他の口座に移すこと、一括して引き出し、全額手元現金として保管し支出することは禁止します。一括で引き出さず支払いごと（一定期間あるいは事業単位ごとなど）に行うようご注意ください。
- ・支援事業完了時には、事業完了報告書に専用口座の通帳（写）をご提出いただきます。
- ・他の年度の支援事業等と混同しないように管理してください。

(別紙・補足資料)

## 支援事業専用口座に関するよくあるお問い合わせ

支援事業専用口座の開設にあたって、事務の手引き (P7~9) と、以下の Q&A を参考としてください。

- 専用口座には無利息型の普通預金口座 (決済用預金口座) を推奨しています。  
有利息口座から無利息口座に切り替えることも可能ですので、ぜひご検討ください。  
※支援事業の完了時に「口座解約」や「利息証明書の添付」が必要ありません。

### 1. ネット銀行を専用口座にすることは可能でしょうか。

(答) 可能です。  
通帳の写しの代わりに、口座名義・口座番号・残高が確認できるスクリーンショット等のコピーをお送りください。

### 2. 新たに口座開設をしようとしたのですが、銀行の審査が通りませんでした。どうすればよいでしょうか。

(答) 比較的口座開設をしやすいネット銀行のご利用をご検討ください。

### 3. 口座開設が、必要書類の提出期限に間に合いません。

(答) 申請書兼請求書の口座情報は空欄のままとし、他必要書類と併せてお送りください。なお、「口座開設に時間を要している」旨、別紙にて添えていただけますと幸いです。  
また、口座開設時期は資金交付時期にも影響しますので、できる限り速やかに対応ください。

### 4. すでに開設し、使用している口座を専用口座にすることは可能でしょうか。

(答) 残高を0円にし、令和6年度は支援事業専用の口座とする場合は、使用が可能です。  
事情により提出期限までに残高を0円にできない場合は、交付時期までに0円としてください。

5. 支援事業の継続団体ですが、前年度事業に使用していた専用口座をそのまま使用することは可能ですか。

(答)	可能です。 口座残高は0円としてください。 前年度事業で返還金が生じている場合は、当該口座で保管し、「返還金があるため、口座に残金がある」旨を記載した別紙を提出してください。
-----	---

その他ご不明な点がございましたら、独立行政法人福祉医療機構 NPO リソースセンターNPO 支援課（03-3438-4756）までご連絡ください。